

==== 公布された条例のあらまし ====

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等（以下「法」という。）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 法の施行に伴い、次のとおり関係する条例について所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県税条例	社団法人及び財団法人が、平成20年12月1日から5年の間に一般社団法人等に移行することにかんがみ、条例中引用している社団法人又は財団法人の名称について所要の規定の整備を行う。
イ 鳥取県税条例の一部を改正する条例	
ウ 職員の給与に関する条例	
エ 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例	
オ 鳥取県立自然公園条例	県立自然公園の公園管理団体として指定できる法人を定めた規定中、民法第34条の法人を一般社団法人又は一般財団法人に改める。
カ 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	指定管理者が行う鳥取県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の利用の許可について定めた規定中、物品の販売等を行うためにセンターの施設設備を利用することができる団体のうち、民法第34条の法人を一般社団法人又は一般財団法人に改める。

(2) 施行期日は、平成20年12月1日とする。

鳥取県消防顕彰金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

消防組織法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 顕彰金等の授与の対象となる消防団員を定めた規定中、引用している消防組織法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国民生活金融公庫等が廃止され、公庫の予算及び決算に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 通勤手当として高速自動車国道等特別料金等を支給する職員の範囲を定める規定中、公庫を引用する部分を削る。

(2) 施行期日は、平成20年10月1日とする。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 費用の負担について定めた規定中、引用している道路整備費の財源等の特例に関する法律の題名を改める。

改正前 道路整備費の財源等の特例に関する法律

改正後 道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律

(2) 施行期日は、公布日とする。